

【EU】プラットフォーム労働における労働条件改善に関する指令の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2024 年 10 月、デジタル労働プラットフォームを介して行われる労働について、労働条件及び個人データ保護の改善を目的とする指令が、初めて制定された。

1 背景と経緯

EU において、デジタル労働プラットフォーム (digital labour platform. 以下「DLP」) を介して行われる労働の従事者数は、2021 年時点で 2800 万人以上に上る¹。このうち、最大で 550 万人が、実質的には使用者との雇用関係にあるにもかかわらず (使用者側の都合で) 個人事業主として扱われているとされており、最低賃金、労働時間の規制、労働災害への社会保障等、労働者に与えられる権利や保護を享受できないという問題が生じていた²。こうした状況を踏まえ、2021 年 12 月 9 日、プラットフォーム労働における労働条件の改善に関する指令案 (COM(2021)762) が提案された。同指令案は、複数回の修正を経て³、2024 年 9 月 17 日に欧州議会で、同年 10 月 14 日に EU 理事会で承認に至り、同月 23 日に「プラットフォーム労働における労働条件の改善に関する 2024 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2024/2831 (EEA 関連文書)」⁴として制定され、同年 12 月 1 日に施行された。同指令は、全 6 章 32 か条から成る。加盟国は、2026 年 12 月 2 日までに同指令を国内法化する必要がある (第 29 条)⁵。

2 主な内容

(1) 主題及び適用範囲

この指令の目的は、プラットフォーム労働⁶ (platform work. 以下「PW」) における労働条件及び個人データ保護を改善することである (第 1 条)。この指令は、事業所の所在地や適用される法律にかかわらず、EU 域内で行われる PW を組織する DLP⁷に適用される (同条)。

(2) プラットフォーム労働従事者の雇用上の地位

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 9 日である。

¹ European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on improving working conditions in platform work (Text with EEA relevance),” COM (2021) 762, 9.12.2021, p.1. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2021%3A0762%3AFIN>> この指令案では、DLP について、後掲注(7)とほぼ同様の定義 (要件が(a)から(c)のみで、文言も多少異なる。)を置いている。具体的には、配車や商品の宅配サービスなど。

² *ibid.*, p.2.

³ 当初の指令案は、全 6 章 24 か条で構成されていた。修正の経緯は、次の資料を参照。濱口桂一郎「労働法の立法学 (第 70 回) EU のプラットフォーム労働指令」『季刊労働法』285 号, 2024.夏季, pp.160-165.

⁴ Directive (EU) 2024/2831 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on improving working conditions in platform work (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/2831, 11.11.2024. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/2831/oj>>

⁵ 以下、特に断りがない限り、条名はこの指令のものである。

⁶ 「プラットフォーム労働」とは、DLP (後掲注(7)参照)を通じて組織され、DLP 又は仲介業者と個人との間の契約関係に基づいて、個人により EU 域内で行われる業務をいい、個人又は仲介業者とサービス利用者との間に契約関係が存在するか否かを問わない (第 2 条)。

⁷ 「DLP」とは、(サービス利用者に対して) 以下の要件を全て満たすサービスを提供する自然人又は法人をいう。
(a) ウェブサイトやモバイルアプリケーションなどの電子的手段を通じて少なくとも部分的に遠隔提供されること、
(b) サービス利用者の要請に基づき提供されること、(c) その業務がオンラインで行われるか、特定の場所で行われるかにかかわらず、報酬の見返りとして個人が行う業務を組織化することを、必要かつ不可欠な要素として含むこと、(d) 自動監視・自動意思決定システム (後掲注(11)参照) の使用を伴うこと (第 2 条)。

加盟国は、EU 司法裁判所の判例を考慮し、加盟国で施行されている法律、労働協約又は慣行によって定義される雇用関係の存在の確認を目的として、第 5 条（後述）に基づく雇用関係の法的推定の適用を含め、プラットフォーム労働従事者⁸（person performing platform work. 以下「PW 従事者」）の正しい雇用上の地位の決定を検証するための、適切かつ効果的な手続を設けなければならない（第 4 条）。当該手続の目的は、雇用関係の存在を確認することによって、雇用労働者と同じ権利を完全に享受できるようにすることである（前文(25)）。

DLP と PW 従事者との契約関係は、EU 司法裁判所の判例を考慮し、加盟国で施行されている法律、労働協約又は慣行に従い、指揮（direction）と支配（control）を示す事実が見いだされる場合に、雇用関係があると法的に推定される（第 5 条）。DLP が法的推定に反論する場合には、雇用関係にないことを立証する責任は、DLP が負うものとする（同条）。

（3）アルゴリズム管理

この指令は、DLP の（人工知能（AI）の）アルゴリズムによる労働管理の規制についても規定する⁹。DLP は、自動監視・自動意思決定システム¹⁰を使用して、PW 従事者の感情又は心理の状態、私的な会話等の個人データ及び表情・脈拍等の生体認証データ等処理¹¹してはならない（第 7 条）。加盟国は、自動監視・自動意思決定システムの決定が PW 従事者に与える影響について DLP が監視・評価すること並びに自動意思決定システムによる意思決定内容について PW 従事者が説明を受ける権利を有すること並びに意思決定に至った事実、状況及び理由を議論し明確にするために、PW 従事者が DLP の担当者にアクセスできることを確保するものとする（第 10 条、第 11 条）。また、アカウント停止等、PW 従事者に不利益をもたらす決定は、人間が行うものとする（第 10 条）。

（4）救済措置、罰則等

加盟国は、次の義務を負う。①PW 従事者（雇用関係・契約関係が終了している者も含む。）に対して、効果的な紛争解決及び適切な損害賠償を含む救済の権利を確保すること（第 18 条）、②この指令の規定に関する訴訟において、国内の裁判所又は管轄当局が、DLP に証拠の開示を命令できるよう確保すること（第 21 条）、③DLP による不利な扱い及び DLP に対する苦情又は手続によって生じる不利な結果から PW 従事者を保護するために必要な措置を講ずること（第 22 条）、④この指令に規定する権利の行使に起因する PW 従事者の解雇又は契約解除を禁止するために必要な措置を講ずること（第 23 条）、⑤PW 従事者の正しい雇用上の地位の決定に対する法的裁定に DLP が従わない場合には、罰金を含む罰則規定を設けること（第 24 条）。また、この指令の第 7 条から第 11 条までに違反した場合、最大 2000 万ユーロ¹²又は事業者の場合には全世界での前年度年間売上高のうち最大で 4%が制裁金として科される（同条）。

⁸ 「プラットフォーム労働従事者」とは、契約関係の性質や関係者による関係性の指定にかかわらず、PW に従事する者をいう（第 2 条）。

⁹ （この規制は、）従来、「ブラック・ボックス」として批判されていた自動監視・自動意思決定システムを大きく改善し、公正で透明な労働環境への道を開くものと評価されている。脇田滋「プラットフォーム労働者保護をめぐる新動向―画期的な EU 指令と総会審議に向けた ILO アンケート」『労働法律旬報』2060 号, 2024.7, p.24.

¹⁰ 自動監視システムは、PW 従事者の作業を監視、監督、評価するために使われるか、又はそれを支援するシステムをいう（第 2 条）。自動意思決定システムは、労働者の採用、仕事の割当て、収入、アカウント停止等、PW 従事者に重大な影響を与える決定を行うか、又はそれを支援するシステムをいう（同条）。

¹¹ 「処理」とは、自動的な手段によるか否かを問わず、個人データ又は個人データの集合に対して実行されるあらゆる操作をいう（一般データ保護規則第 4 条）。Regulation (EU) 2016/679, OJ L 119, 4.5.2016, p.1. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj/eng>>

¹² 1 ユーロは約 158 円（令和 7 年 4 月分報告省令レート）。